

手数料など諸費用について

- お客様は、弊社に対して申し込んだ出資金額（金 50,000 円×申込口数）を弊社の投資家用口座に入金します。最低の出資金額は金 50,000 円（最低 1 口以上）となります。なお、本ファンド（お客様と弊社間で締結された匿名組合契約及びこれと同様の匿名組合契約に基づく出資対象事業であって、本書面で特定するものを意味します。以下同じです。）全体における出資の募集額の総額（以下「出資募集額」といいます。）は、金 920,000,000 円（18,400 口）となります。
- 弊社は、貸付事業の遂行にあたり、各月分配日（各月 15 日（同日が営業日（法令により日本において銀行の休日とされる日以外の日をいいます。以下同じです。）でない場合にはその翌営業日）を意味します。以下同じです。）に以下の管理手数料を受領いたします。

〔遅延損害金が発生しない場合〕

本貸付契約(※)に基づく利息支払日（以下「利息支払日」といいます。）又は元金の最終返済日である 2022 年 3 月 31 日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日とし、以下「満期日」といいます。）の前日の貸付金の元本残高に 1.0% を乗じたうえで、借入日数（前月利息支払日（初回は貸付実行日）の翌日から当月利息支払日又は満期日まで）を乗じて 365 日（うるう年の場合は 366 日）で除した金額。但し、期限前返済が行われた場合には、「利息支払日」を「期限前返済が行われた日」と、「（前月利息支払日（初回は貸付実行日）の翌日から当月利息支払日又は満期日まで）」を「（前回利息支払日（初回は貸付実行日）の翌日から当月利息支払日又は期限前返済が行われた日まで）」とそれぞれ読み替えるものとします。

〔遅延損害金及び利息が発生する場合〕

利息支払日又は満期日の前日の貸付金の元本残高に 1.0% を乗じたうえで、借入日数（前月利息支払日（初回は貸付実行日）の翌日から当月利息支払日又は満期日まで）を乗じて 365 日（うるう年の場合は 366 日）で除した金額+遅延損害金×（1.0%÷貸付金利）。但し、期限前返済が行われた場合には、「利息支払日」を「期限前返済が行われた日」と、「（前月利息支払日（初回は貸付実行日）の翌日から当月利息支払日又は満期日まで）」を「（前回利息支払日（初回は貸付実行日）の翌日から当月利息支払日又は期限前返済が行われた日まで）」とそれぞれ読み替えるものとします。

〔遅延損害金のみが発生する場合〕

約定返済日又は満期日の前日の貸付金の元本残高に 20.0%を乗じたうえで、経過日数（返済期日の翌日から支払日まで）を乗じて 365 日（うるう年の場合は 366 日）で除した金額×（1.0%÷貸付金利）

〔遅延損害金及び利息共に発生しない場合（元金返済のみの和解等）〕

利息支払日又は満期日の前日の貸付金の元本残高に 1.0%を乗じたうえで、借入日数（前月利息支払日（初回は貸付実行日）の翌日から当月利息支払日又は満期日まで）を乗じて 365 日（うるう年の場合は 366 日）で除した金額

- 弊社は、別紙「貸付要項」の各事項を前提として借手との間で SBISL サービサーズローン（別紙「貸付要項」に従い行われる貸付けの総称をいいます。）に係る極度方式基本契約を締結し、借手より契約締結手数料及び融資実行手数料の支払を受けることがあります。
- お客様には、匿名組合へ出資を行うときに必要となる事務等手数料をご負担頂きます。当該手数料の額は、各金融機関が定める額になります。なお、お客様が出資金の償還及び利益の分配（以下、当該利益の分配として支払われる金銭を「分配金」といいます。）を受ける場合には、その時期は弊社が別途定める時期とし、償還及び分配に関して利息は付さないものとします。
- お客様が取得される匿名組合出資持分に係る事業（弊社が、本ファンドに係る出資金をもとに、自ら探索・募集する借入希望者との間で金銭消費貸借契約を締結し、同契約に基づく貸付債権から生じる利息収入・遅延損害金収入、貸付債権の売却による収入、その他貸付債権から生じる収益確保を目的とした事業を意味し、以下「本営業」といいます。なお、本営業は、弊社が、本ファンドに係る匿名組合契約以外の匿名組合契約に基づいて行う営業とは区別されます。）において、弊社が貸付債権の回収を第三者に委託する場合の委託手数料、営業を遂行するために必要な業務を委託する場合の委託手数料、税理士、弁護士又は司法書士等の費用、貸付債権を第三者に譲渡する場合の譲渡費用、その他営業を遂行するために必要となる費用を匿名組合財産から支出いたします。これらの手数料及び費用は、契約条件によって定められるため、事前に上限額等を記載することができません。

※ 本貸付契約とは、本営業に関して、弊社が借手と個々に締結する金銭消費貸借契約を意味します。

匿名組合契約締結にあたってのリスクについて

- 匿名組合出資は、元本が保証されているものではありません。
 - お客様は、弊社が行う貸付事業に対して出資を行うこととなり、当該貸付事業において貸付けを行った借手からの貸付金の元金返済及び利息等の支払が、お客様への出資金の償還及び利益の分配に充てられることとなります。したがって、当該借手からの返済が遅延するなど、借手の信用状況が悪化すること等から、お客様の出資金元本が欠損する場合があります。なお、現在、弊社が予定している貸付けについては、次の各事情が存在し、お客様にはこれらの各事情が存在することをご承諾いただくこととなります。次の各事情の存在から、本貸付契約における債権が優先的に弁済を受けることができないなどにより、結果として、お客様の出資金元本が欠損する場合があります。
- ア 弊社は、債権管理回収業に関する特別措置法（以下「サービサー法」といいます。）に基づき法務大臣から債権管理回収業の許可を受けた事業者（以下「サービサー」といいます。）、及びサービサーに自己の保有する特定金銭債権の管理及び回収事業を委託する事業者を借手として、特定金銭債権を担保とすることを条件に極度額（金3,000,000,000円。但し、当初の貸付限度額は別紙「貸付要項」第2項記載のとおりとします。）の範囲内（本ファンドからの貸付額を含みます。）において、本ファンドその他の同様の目的に基づくファンドから、複数回の貸付を実行し、又は実行することを予定しております（以下、本ファンドによる当該貸付けに係る債権その他これに関する一切の債権を「本貸付債権等」といいます。）。なお、複数回実行される各貸付に係る債務について、借手が相互に連帯して保証すること、及び下記イのとおり、本貸付債権等を被担保債権として、サービサーが保有する特定金銭債権のうち、弊社が質入れを求める債権（以下「担保債権」といいます。）に質権（以下「本件質権」といいます。）を設定することを予定しております。本件質権については、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律に基づく質権設定登記により第三者対抗要件を取得する予定です。なお、本ファンドにおける出資募集額が835,000,000円に満たない場合には、当社は借手に対する貸付を実行せず、お客様に出資いただいた出資金を返還することを予定しております。

イ 弊社は、特定金銭債権に本件質権を設定することを予定しているものの、次の①定期弁済債権に分類される債権を含め、その回収が確実になされることを保証するものではありません。なお、当該特定金銭債権は、貸付債権、クレジット債権又は和解債権等であり、また、当該債権の債務者の状況等に応じて、概要として次の4つに分類されます。

①定期弁済債権

定期弁済債権とは、当該債権の債務者において、支払が困難又は不可能となり、債権者と支払条件等の協議をした結果、現在では、協議された支払条件等に従って各回の支払期日に支払がなされている債権をいいます。

②連絡可能債権

連絡可能債権とは、毎回の支払期日に支払はなされていないが、電話又は郵便により連絡をすることができる債務者に係る債権をいいます。

③行方不明債権

行方不明債権とは、毎回の支払期日に支払はなされておらず、かつ、電話又は郵便によって連絡をすることもできない債務者に係る債権をいいます。

④請求不可債権

請求不可債権とは、破産債権、再生債権、弁護士介入債権、病气療養中の債務者に係る債権等であって、当該債務者に対し請求をすることができない債権をいいます。

ウ 弊社は、概要として前記イ①から④までに分類される特定金銭債権に本件質権を設定することを予定しておりますが、前記イ①の定期弁済債権を含め今後その回収を確実に行うことができるかは保証されておらず、かつ、担保債権の価値を独自に算定していないことから、担保債権の債務者の信用力等により、場合によっては全部又は一部の担保債権についてゼロ又はこれに近い金額になる可能性があります。

エ 弊社は、SBISL サービサーズローンにおいて、本件質権を実行することができ、また、連帯保証人から回収を行うことができるものの、別紙「貸付要項」第4項の各方法による担保権の実行、又は連帯保証人からの回収を義務付けられるものではありません。回収費用の多寡及び回収までの期間の長短にかかわらず、法定の手続によるか否かも含めて、SBISL サービサーズローンの回収方法は、弊社の裁量に委ねられております。

オ 弊社は、SBISL サービサーズローンにおいて、本件質権を実行することができるものの、その実行方法としては、民法及び民事執行法に定める方法のほか、第三者（連帯保証人であるサービサーを含みます。）に対し担保債権を譲渡することを予定しております。もっとも、担保債権である特定金銭債権については、譲り受けることができる者が限られ、かつ、現時点では、譲渡先となる者を選定していないことから、本件質権を実行したとしても、購入希望者が現れない又は弊社が希望する金額で売却できない可能性があります。

カ 弊社は、SBISL サービサーズローンにおいて、別紙「貸付要項」第5項の期限の利益の喪失事由を定めるものの、借手の信用力、その他の事由を総合的に判断して、その裁量により、SBISL サービサーズローンの返済を猶予することがあります。

キ サービサーは、SBISL サービサーズローンファンド4号2017年9月及びSBISL サービサーズローンファンド5号2017年12月の各ファンド（以下これらのファンドを総称して「既存ファンド」といいます。）から、借入（元本残高の合計：823,710,000円）を行っております。本ファンドの募集開始時点において、弊社は、これまでのサービサーの返済状況及びにサービサーから提供を受けた決算書類その他の資料等を踏まえて、サービサーが、既存ファンドからの借入金の元本及び利息の返済を予定通り行うことが可能な財務余力及び返済能力を有しているものと考えておりますが、サービサーは、既存ファンドからの借入債務を含む下記①から④に記載された借入債務につき債務の一本化を行い債務負担の軽減を図るため、本ファンドからの借入金の一部を用いて当該借入債務を返済することを予定しております。但し、本ファンドによる貸付を実行した後借手の信用状況等が悪化した場合には、本貸付債権等の返済が遅延し、又は本貸付債権等の回収を行うことが困難になる可能性があります。

① SBISL サービサーズローンファンド4号2017年9月（元本残高：501,010,000円）

② SBISL サービサーズローンファンド5号2017年12月（元本残高：322,700,000円）

③ 弊社以外の第三者からの借入（i）（元本残高：39,999,800円）

④ 弊社以外の第三者からの借入（ii）（元本残高：21,667,000円）

ク サービスーについて、既存ファンドからの貸付が実行された時点における財務諸表には継続企業的前提に関する注記がなされておりましたが、直近の財務諸表には当該注記が存在しません。

- 弊社は、お客様から、出資金を出資していただくこととなりますので、弊社の信用状況が悪化した場合には、お客様に対して出資金全額を償還又は返還できない可能性があります、結果として、お客様の出資金元本が欠損する場合があります。
- 本営業において、弊社は貸付債権の回収などを第三者に委託する場合があります、当該委託先の信用状況が悪化したときには、お客様に対して出資金全額を償還することができないこともあり、結果として、お客様の出資金元本が欠損する場合があります。

匿名組合出資持分については、出資元本額等が基本的に一定であり、また、持分の譲渡等が制限されていることから、出資後に物価や金利等の上昇が生じたとしても、当該上昇による利益を享受できない可能性があります。

「貸付要項」

本ファンドにおける営業者の貸付けの要項は、以下のとおりとする。但し、下記の要項に定められた事項以外については、営業者の裁量に委ねられ、営業者は任意に定める基準により審査を行い、任意に定める内容にて本貸付契約を締結するなどの対応をするものである。

記

1. 担保権

営業者は、極度方式基本契約（以下「基本契約」という。）に基づき個別の金銭消費貸借契約（以下「個別貸付契約」という。）を締結し、当該各個別貸付契約に基づく貸付（以下「個別貸付」という。）を実行する。各個別貸付契約に基づく本貸付債権等に係る債務は、担保債権に設定される予定の質権により担保される。

2. 貸付限度額（営業者が同一の借手に対して貸付けを実行することができる限度額）

営業者は、借手毎に、極度額（金 3,000,000,000 円）の範囲内で、営業者の裁量により貸付限度額を変更することができる。

3. 元金、利息及び遅延損害金等

(1) 元金の返済

借手は、営業者に対して、本貸付契約で定める各回の貸付金元金の返済期日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）に各回の貸付金元金の返済金額（最終返済期日においては最終返済金額）を返済するものとする。

(2) 期限前返済

借手は、営業者が承諾した場合に限り、返済期日前でも借入額の残元金及び期限前返済日までの間の利息の全部又は一部を返済することができるものとする。この場合、営業者に対する期限前返済手数料の支払はこれを要しないものとする。なお、借手が貸付金元金の全部を返済する場合には、当該期限前返済を行う日までに第3号に基づいて発生する経過利息を付して行われるものとし、一部を返済する場合には、返済金は全て元金に充当されることとし、返済日の翌日以降は残元金に基づく利息が計算されることとする。

(3) 利率、利息計算並びに利息及び元金の返済方法

- ① 個別貸付の利率は、個別貸付契約締結日において営業者が定めるところによるものとする。但し、営業者は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合は、法令等に反しない範囲において営業者が合理的に決定する利率に変更できるものとし、変更する場合は、その旨を借手に通知する。
- ② 個別貸付の利息は、貸付残高に貸付利率を乗じて得られた金額を、1年を365日（うるう年の場合は366日）とする日割で除し、これに利用日数（個別貸付の利息支払日（以下「利息支払日」という。）（但し、初回は個別貸付の実行日）の翌日から直後の利息支払日まで）を乗じる方法によって、計算する。
- ③ 個別貸付の利息は、個別貸付契約に定める各利息支払日に、所定の金額を営業者が指定する銀行口座へ銀行振込による方法で支払うものとする。なお、振込手数料は、借手の負担とする。
- ④ 借手は、本貸付契約で定める各回の貸付金元金の返済期日（同日が営業日でない場合にはその翌営業日）に各回の貸付金元金の返済金額（最終返済期日においては最終返済金額）に、営業者が指定する銀行口座への銀行振込による方法又は営業者が特に認めた方法により、元金を返済するものとする。なお、振込手数料は、借手の負担とする。
- ⑤ 契約締結手数料・融資実行手数料
借手は、それぞれ営業者と合意した場合に限り、金1,000,000円（税抜）を上限とする基本契約の締結の手数料に加え、融資実行手数料として貸付額の1.0%相当額（税抜）を上限として支払う。なお、支払期日及び支払期日毎の支払金額等の条件は、営業者と別途合意することにより決定するものとする。

(4) 遅延損害金

借手が個別貸付契約に定める約定返済日において返済を遅延した場合、期限の利益を喪失した場合その他基本契約及び個別貸付契約に基づく債務の返済を遅延した場合は、その支払うべき金額に対し、それぞれの期限の翌日から完済される日まで年率20%（年365日（うるう年の場合は年366日）の日割計算）の割合で計算した遅延損害金を支払うものとする。

4. 担保権の実行方法

営業者は、借手が関連する本貸付債権等について期限の利益を喪失したとき

は、次の各号又は民法及び民事執行法の規定に従って、担保権を実行することができる。

- (1) 営業者は、担保債権を法定の手続によらず営業者が相当と認める条件に従い任意に処分することができるものとする。この場合、営業者は、当該処分取得金について関連する本貸付債権等と諸費用の合計金額を超過する金額がある場合には、当該超過する金額を借手の指定する口座に入金し、精算するものとする。
- (2) 前号による場合のほか、営業者は、営業者が相当と認める条件により、関連する本貸付債権等の全部又は一部の弁済として担保債権（契約上の地位を含む。）を取得することができるものとする。この場合、担保債権を取得した営業者は、営業者が相当と認める担保債権の評価額に相当する金額により担保債権を取得し、当該評価額について関連する本貸付債権等と諸費用の合計金額を超過する金額がある場合には、当該超過する金額を借手の指定する口座に入金し、清算するものとする。
- (3) 営業者は、適用法令において許容される範囲で、第三債務者に対し、担保債権を直接取り立てることができるものとする。

5. 期限の利益の喪失事由（現時点で、営業者が予定しているものであり、今後、追加・削除その他の変更がなされる可能性がある。）

借手及び連帯保証人について以下の各号に定める事由が一つでも生じた場合には、営業者から通知、催告等がなくても営業者に対する基本契約及び個別貸付契約に基づく一切の債務について、当然に期限の利益を失い、債務の全額を直ちに弁済しなければならない。

- (1) 基本契約又は各個別貸付契約に基づく債務の返済を 1 回又は一部でも怠ったとき。
- (2) 前号のほか、基本契約、各個別貸付契約又はこれらの契約に基づく債務を担保するために設定する担保権に係る契約（以下「担保権設定契約」という。）に違反したとき。
- (3) 前二号に規定する場合を除き、営業者に対する他の債務の履行を怠ったとき。
- (4) 強制執行・差押・仮差押・仮処分・滞納処分を受けたとき。
- (5) 支払の停止、支払不能若しくは債務超過となったとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始等の申立てがあったとき。
- (6) 特定調停、私的整理その他債務整理の手続（法律上定められた手続

であるか否かを問わない。) が開始されたとき。

- (7) 解散を決定したとき。
- (8) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (9) 営業を停止、休止若しくは廃止したとき又は許認可等を喪失し、若しくは喪失するおそれがあるとき（サービサーにおいて、サービサー法に基づく債権管理回収業に必要な許可を維持することが不可能若しくは著しく困難となり、又はこれを喪失し若しくは取り消されるなどの事情が生じたときを含む。）。
- (10) 所在が不明となったとき。
- (11) 営業者に対する申告内容に虚偽の記載があることが判明したとき。
- (12) 信用状態が悪化し、営業者が債権保全のために必要と判断したとき。
- (13) 担保権設定契約が失効し、又は担保権設定契約により設定される担保権が効力を失い、若しくは第三者対抗要件が取得できないなど当該担保権に瑕疵が生じたとき。
- (14) 担保債権の譲渡、担保設定その他の処分を行ったとき。
- (15) 連帯保証人による連帯保証が効力を生じず、若しくは効力を失ったとき、又は連帯保証人が営業者に対する債務について期限の利益を失ったとき。
- (16) 基本契約の定めにより、基本契約が解除又は解約されたとき。
- (17) 法令等に違反したとき（借手の事業又は信用状態に影響を及ぼさない軽微な違反を除く。）。
- (18) 前各号に掲げるほか、営業者が信頼関係を著しく損ない又は喪失させる行為があったと認めたとき。

以上